

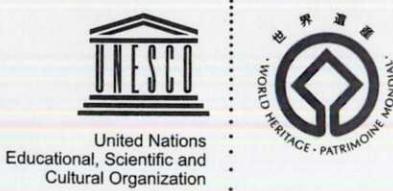
第8代UNESCO事務局長 松浦晃一郎



東京大学教授 西村幸夫

特別対談

世界遺産とともに歩んで— 在任10年の成果と今後の課題



第8代UNESCO事務局長として

松浦晃一郎氏が世界遺産と密接に関わってこられた1999年から2009年、世界遺産は文字どおり人類全体の遺産として成長し、UNESCOを代表する事業となった。今回は文化遺産を中心にこの10年をふりかえるとともに、世界遺産が直面する問題と今後の展望について語り合った。

*肩書きはいずれも対談時(2009年8月3日)のもの。

保護と開発のはざまで揺れた10年

西村 松浦さんはUNESCO事務局長に1999年に就任され、2009年11月に退任されるまでの間、世界遺産に関してはさまざまな事件がありました。大変な10年だったのでないかと思います。

松浦 私が事務局長に就任したのは1999年の11月ですが、その前の1年間は世界遺産委員会の議長をしていたので、実際に世界遺産とかかわり始めたのは1998年のことです。それまで世界遺産委員会というのは、新規登録に関する議論が中心で、遺産の保存状態については、時折議論はあったものの十分ではなかった。民間やNGOなどから訴えのあったものを、そのつど取り上げていたくらいです。そこで、もっと組織的に、まず政府が責任をもってモニタリングし、その報告を委員会に出すことを提案、推進したんです。ちょうど、世界遺産委員会が第1回目の世界遺産登録を行った1978年から20年経った節目の年でした。

西村 締約国政府が定期的なモニタリングとその報告を行うという制度が、松浦さんが議長をされた1998年の世界遺産委員会(京都)での決議によって導入されましたね。具体的には2000年にモニタリングが始まり、2006年に第1ラウンドが終了しました。2007年から第2ラウンドが始まっています。

松浦 世界遺産委員会議長を退いた後も、委員会へは冒頭だけでも出席するようにしていますが、2009年にスペインのセビリアで開かれた委員会では、新規登録と保護管理の議論が半々になっています。モニタリングをして保存状態を議論することは非常に重要で、世界遺産の歴史の中でも注目できる進展だと思います。

西村 それと同時に、1998年はオーストラリアの世界遺産「カカドゥ国立公園」(写真下)の問題があり、開発か保護かという問題で、議長として非常に微妙な判断を迫られましたね。

松浦 カカドゥで始まった鉱山開発をやめさせるか否かで議論が紛糾し、相当深刻な状況でした。私は、いざとなれば世界遺産リストから削除するという事態もあり得ると思っていた。しかしオーストラリア政府は、削除は何が何でも避けたいと。それで、世界遺産委員会の注文をのむという形で開発の延期を決め、遺産を維持したわけです。しかし、あれはひとつの例にすぎず、やはりすべての世界遺産を保護するには限界があります。

西村 2007年にはついにオマーンの「アラビアオーリックスの保護区」が、2009年にはドイツの「ドレスデン・エルベ渓谷」が、世界遺産リストから削除されました。

松浦 まさに10年前のあのころから、開発か保護かといった問題が一層現実味を帯びてきました。世界遺産委員会としては、保存状態にもしっかりと注文をつけ、その注文が受け入れられなければリストから削除すると。そういうかなり厳しい態度をとることを、私自身も決意しました。それは、いま考えても正しかったと思います。毅然とした態度をとらなければ、遺産の保存に真剣に取り組んでもらえないという現実もあります。さらにいえば、UNESCOが世界遺産に対して圧力をかけるとすれば、その唯一の手段がリストからの削除で、それ以外ないんですね。「アラビアオーリックスの保護区」は、密猟と生息地の開発が問題となりましたが、オマーン政府の対応にはちょっと中途半端なところがあり、オーストラリア政府のような必死な感じはありませんでした。



2008年9月、北朝鮮初の世界遺産「高句麗古墳群」(2004年登録・文化遺産)を訪れた松浦事務局長。

© 松浦晃一郎



カカドゥ国立公園(オーストラリア連邦):1981年複合遺産として登録。世界遺産の中心部に、登録地から外して複数のウラン鉱山があり(写真中央)、問題となっている。

© 工藤父母道

西村 「ドレスデン・エルベ渓谷」は、エルベ川への架橋問題でリストから削除されました。削除までの間に、いろいろな議論が起こりましたね。

松浦 ドレスデン市民の意見が割れていたのです。それで2005年に住民投票があったのですが、これはフェアではないと思いました。なぜなら、投票の対象が「橋を造るべきかどうか」で、橋を造ることによる「リスク」を住民に明示していなかったからです。もちろん知っている人は知っていました。橋を造れば、世界遺産リストから削除されるリスクが大きいと。賛成派は、人口が増えて既存の橋ではたりないので、もうひとつ橋が必要という意見なんですが、世界遺産委員会がまさか削除までするとは思っていませんでした。この問題はドイツの新聞にも取り上げられ、賛否両論いろいろ出ました。それでも工事が始まったため、1年延ばしましたがリストからの削除に踏み切った。ただ結果的には、いい警告を発したと思っています。

西村 もともと世界遺産条約は世界遺産を守るためにあるわけですが、次第に登録されることのみに力が注がれるようになつた。それが本来的なところに戻ってきたということでしょうか。

松浦 おっしゃるとおりです。条約にあるように、世界遺産となるには、顕著で普遍的な価値があることが必要ですが、それを将来の世代に残していくこと、これがもうひとつ重要な点なんです。そのために保存状態をしっかりと見守り、注文をつけていく姿勢が必要なんです。

保全を巡る課題

西村 松浦さんは、外交官時代からあわせると250以上の世界遺産を訪ねていらっしゃるとか。保存のことなども、

それぞれの指導者に訴えられてきたと思うのですが、そのなかで印象に残っている場所やエピソードをご紹介ください。

松浦 ペルーの「マチュ・ピチュの歴史保護区」(写真下)は、おそらく誰が選んでも世界遺産のベストテンに入るのではないかでしょうか。ただ、マチュ・ピチュへは私も行きましたが、観光客が行列をなしているんです。「観光客をもつと制限したほうがいいのではないか」と何度も提言をしたのですが……。

西村 ロープウェーをつくるとか、そういった話もありますよね。

松浦 ええ。残念なことですが、地元としては観光収入を期待しますから、観光客は多ければ多いほどいい。しかし保存という見地からいうと、観光のあり方に限度を設けなければならない。遺産に続くインカ道の一部は一時、観光客を全面シャットアウトしたりしましたが、もっと早く手を打つべきだったと思います。問題が生じてから対処するのではなく、まず地元社会がしっかりした意識をもち、それを中央政府が受け止めて、早めに手を打っていくというのが大事です。

UNESCOも政府のモニタリングレポートには注意していますが、6年に一度と間隔が長いですから、何といってもその間は、社会の人たち、地元の人たちが見守り、政府を経由せずにどんどんUNESCOに注意を喚起してほしい。そういう意味で、世界遺産を守っていく責任は地元社会に非常に大きい。皆さん、新規登録には熱心で、登録されると一段落という雰囲気があるよう思っています(笑)。先ほど申しあげたように、世界遺産には顕著で普遍的な価値がなければいけませんが、もうひとつ大切なこと

は、それを将来に引き継いでいくという点です。この第二点はとかく忘れられがちですが、ぜひしっかりと念頭に置いていただきたいですね。

西村 そうですね。昔はバッファゾーン^{※1}もなく、保存管理計画を立案していないなくても登録されましたが、その辺の審査がだんだん厳しくなってきました。世界遺産が直面する問題のひとつは、間違いなく観光のあり方です。保存のために登録したはずなのに、登録されたことによる観光の公害みたいなものが各地で起きている。これを事前に予防するような仕組みを、最初の計画から入れていくことは大きな課題でしょうね。

松浦 世界遺産になれば、観光客は平均して2割から3割増えるんです。「石見銀山遺跡とその文化的景観」(写真下)はもともと観光客が少なかったので、1けた以上は増えています。それ自体は結構なことなんですが、やはり中期計画を立てて、どれくらいまでの観光客なら受け入れに耐えられるのか、検討する必要があります。遺産によってそれぞれ違いますが、マチュ・ピチュなんかはその辺の数字がかなり正確に計算できると、私は素人なりに思っています。そうやって大まかな計算ができるところは「1日に観光客は何人まで」と決めなければ長もちしないし、結局は地元が損をするんです。場合によっては、リストから削除されるリスクも発生します。

西村 石見銀山は、大きな駐車場を2kmあまり離れたところにつくって、そこから観光客をバスで大森の集落まで運んでいます。でもそこから「間歩」と呼ばれる坑道の入り口まで行くバスは、地元の要望でなくしてしまいました。乗ってきた車を駐車して、その先は公共交通を利用する「パーク&ライド」だけでなく、ここでは車を降りて歩

く「パーク&ウォーク」を実践しているんです。

松浦 非常にいいことですね。

西村 その駐車場は400台止められます。世界遺産になる前に、どれくらいの人が来たら限度を超えるかという交通実験をしたんです。そこから逆算して、駐車場の収容台数を決めたそうです。そういうことをやるところも、あらわれてきているんですね。

起こしてはならない人為的破壊

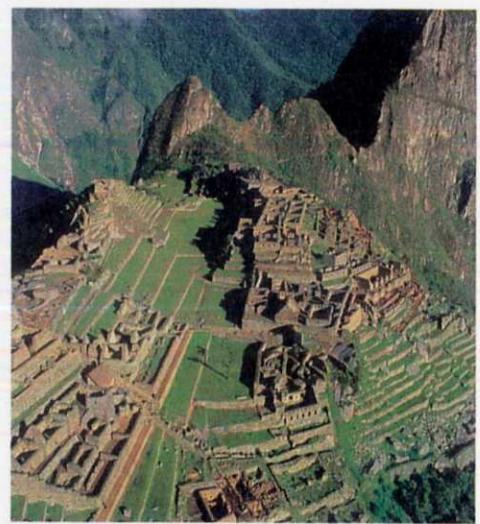
西村 観光のほかにも遺産の脅威となるものがあります。たとえばタリバンによるバーミヤン石仏の爆破^{※2}のように、人為的な破壊です。戦後UNESCOができたときは、文化とか科学技術は、人類をひとつにまとめる希望として語られました。しかし非常に皮肉なことですが、重要な文化財が宗教のシンボル、文化のシンボルそのものであることによって、逆に攻撃のターゲットになることがあります。バーミヤンの事件は松浦さんがUNESCO事務局長在任中に起きました。大変な悲劇でしたが、あの事件についてどうお考えでしょうか。

松浦 国際社会はあのころ、国連の安保理を通じてタリバンへの制裁をどんどん厳しくしていました。その結果、タリバンとしては国際社会への反発を強めていき、意図的に文化財を破壊すると決めたのです。私もイスラム諸国会議機構等と緊急会議を開き、カンダハルに密使を派遣したり、タリバンの最高指導者オマール氏に何度も手紙を送ったりしました。返事は一度もありませんでしたが……。いろいろ手を尽くしたのですが、結局、2体の大仏が破壊されました。ひと言でいうと、防ぎようがありませんでした。



松浦晃一郎

1937年生まれ。山口県佐波郡島地村（現・山口市）出身。1959年東京大学法学部を中退、外務省入省。1961年米国ハヴァフォード大学経済学部卒。経済協力局長、北米局長、外務審議官を経て1994年より駐仏大使。1998年の世界遺産委員会で議長を務める。1999年11月アジアから初のUNESCO事務局長（第8代）に就任。2005年に再任し2009年11月退任。著書は『先進国サミット歴史と展望』『世界遺産　ユネスコ事務局長は訴える』、最新刊に『アフリカと共に50年　アフリカの曙光』ほか多数。



マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー共和国）：1983年複合遺産として登録。
© ペルー政府観光局



石見銀山遺跡とその文化的景観（日本国）：2007年文化遺産として登録。写真是間歩（坑道）の入り口。
© UNESCO / Haruo Inoue

※1…バッファゾーン（buffer zone）：緩衝地帯。文化遺産および自然遺産の保護のため、その遺産の周囲に設けられる利用制限区域。

※2…バーミヤン石仏の爆破：2001年2月、当時アフガニスタンを支配していたタリバンの最高指導者オマール氏が、国内すべての彫像遺跡に対して破壊令を布告。UNESCOをはじめ国際社会が破壊令の見直しを求めたが、同年3月バーミヤン石窟の2体の巨大大仏が爆破された。



西村幸夫

1952年生まれ。福岡県福岡市出身。東京大学工学部都市工学科卒業、同大学院修了。アジア工科大学助教授、MIT客員研究员などを経て、1996年から東京大学大学院工学系研究科教授。専門は都市計画、都市保全計画、都市景観計画など。元ICOMOS副会長、文化庁世界遺産特別委員会委員、日本ICOMOS副委員長、日本ユネスコ国内委員会委員、「世界遺産年報2010」監修委員会委員長。著書に『西村幸夫　風景論ノート』『都市の風景計画』（編著）『都市保全計画』ほか多数。

西村 タリバンが遺跡破壊を布告したとき、UNESCOという立場で世界に訴えたことは、国際社会ができる最も有効な手段でした。そういう意味では、悲劇的な結末になりましたが、UNESCOの役割が世界に見直された大きな事件といえます。

松浦 時代は遡りますが、UNESCOが最初に文化財の保護で具体的な措置をとったのは、1954年のハーグ条約^{※3}でした。第2次世界大戦のときは、実にたくさんの文化財が破壊されました。幸い日本では、京都と奈良への攻撃は避けられましたが、先ほどの話に出たドレスデンも、連合軍の空爆によって徹底的に破壊されたんです。

西村 ドイツが降伏する直前ですから、ほとんど必要のなかった空爆だといわれていますね。

松浦 当時はまだ、文化財を攻撃してはいけないという取り決めがなかったんです。それで戦後、UNESCOはいちばん早くハーグ条約をつくりました。これは、戦争時あるいは紛争・内戦時に、文化遺産を破壊すれば犯罪になるという取り決めです。しかし、たとえば2001年のバーミヤンのときのように、平和時における文化財の破壊はハーグ条約では犯罪にできない。それを何とかしたいと考えました。バーミヤンの悲劇を経て、2003年に専門家の会議を開いてつくったのが「文化遺産の意図的破壊に関するUNESCO宣言」です。私の在任中に、できれば条約にまでもっていきたかったのですが、今後のUNESCOの課題のひとつといえます。

西村 対立するがゆえの文化の破壊については、何かもう少し次のレベルで超えていくことが必要なんでしょうね。

松浦 しかし長い歴史で考えると、文化、さらには文化遺産というのは、平和の象徴や和解の象徴として、また国民

統一の象徴として守っていこうという意識が、幸いにして強いですね。内戦が起こると、相手側の文化財が破壊されることもありますが、中長期的にはむしろ相手の文化を守ろうとする。そういう意識が強くなってきていると私は感じます。

自然災害の脅威と国際協力

西村 人為的な破壊と並んでもうひとつ、文化遺産への大きな脅威として自然災害があげられます。たとえばiranの「バムとその文化的景観」(写真下)は、2003年の地震によって約7割が壊れてしまいました。こういった災害は、なかなか事前に防ぎようがありませんね。

松浦 自然災害のなかでも、いちばんたちが悪いのは地震だと思います。たちが悪いというのは、予見できませんから。そうはいっても、最近は耐震性の高い建物を造る技術が発達してきました。しかし古い建物は、日本の伝統的な建物は耐震性がありますが、一般的には地震に弱い。バムは、過去の小さな地震には耐えているのですが、何千年に1回という大きな地震に見舞われてしまいました。ああいう土の建物は、仮に地震が来るとわかったとしても、なかなか対処のしようがありませんね。

西村 ただ、土の建物というのは、ずっとメンテナンスをくり返してきているわけですから、壊れても新たに造り直す技術は伝統的にあると思うんです。少し脱線しますが、2009年の世界遺産委員会で「ル・コルビュジエの建築と都市計画」が登録延期になりました。コルビュジエの作った日本の国立西洋美術館には、建物の下にゴムのような免震装置が入っているんですよ。あれが登録されれば、免震装置の入った初めての物件になったかもしれない。(笑)。

松浦 免震装置は最初から入っているんですか。

西村 いいえ。下に地下室を造ったとき、建物を持ち上げて装置を入れ、工事の震動から守ったんです。日本の歴史的な建物では、そういう技術がかなり発達してきてはいます。その意味では日本も今後、文化財への地震対策で貢献できるかもしれませんね。

松浦 自然災害では、津波もまた大変な脅威です。2004年のスマトラ沖地震では、スリランカの世界遺産「ゴール旧市街とその要塞群」(写真下)も津波に襲われました。地震発生から津波到達まで2時間はかかったんですが、当時はまだ津波警報システムがなかった。その後UNESCOが世界遺産とは別の次元で、インド洋の津波予報装置をつくりました。もちろん遺産を守るということもありますが、まず人間を守るために。ゴールの場合は、しっかりした石の要塞が津波から町を守る役割を果たしましたね。

西村 ゴール旧市街は海に面していますが、ちょっと小高いところにあって、おそらく当時からそういう自然災害のこととも考えて、場所を選んでいるんじゃないかなと思います。

松浦 そうですね。津波の後で訪ねたのですが、要塞だけでなく、石の建物もあまり傷ついていませんでした。

西村 世界遺産はこういった場合にも世界的に注目されるので、復旧など早い対処が期待できますね。それから、最近の問題としては気候変動があります。世界遺産委員会も、集中豪雨など、気候変動による災害にどう対処するかが問われていると思います。

松浦 その原因でもある地球温暖化対策をしっかりやっていく必要がありますね。たとえば海岸地帯にある世界遺産の場合、温暖化による海水面の上昇にどう対処するか。防波堤を少し高めるといった余地があれば、そういうことも

できますが、余地がないところもありますから。

西村 集中豪雨に襲われたときの対処など、国際社会が途上国に技術を提供することはできるような気がしますね。

松浦 まだ文化遺産になっていませんが、モルディブの首都のあるマレ島では、日本の経済協力によって高波を防ぐ防波堤が建設され、2005年に完成していました。それがまさに2年後のスマトラ沖地震による津波のとき、島を壊滅的な被害から救ったということです。

無形文化遺産保護条約が目指すもの

西村 UNESCO事務局長時代の大きな成果のひとつが「無形文化遺産の保護に関する条約」、いわゆる無形文化遺産保護条約^{※4}です。松浦さんの著書『世界遺産 ユネスコ事務局長は訴える』を読むと、世界遺産委員会議長のころから、有形のものを対象にしている世界遺産条約にある種の限界を感じ、事務局長就任後、かなり早い段階から無形文化遺産を守るための仕組みづくりに取り組まれたとあります。

松浦 日本では、文化財保護法^{※5}でも有形と無形が2本立てになっています。日本のみならず、法的なシステムができていないほかのアジアの国々でも、文化といえば有形と無形の両方を指します。一方、アフリカでは文化というと無形が中心なんですね。アジアの中核の国は有形・無形の両方があり、アフリカは無形と比較すると有形は少ないようです。そして西欧はというと、有形が中心なんです。サハラ以南の文化遺産の数は、全部合わせてもわずか40前後。文化遺産の多いスペインやイタリアだと、1か国でも40以上あります。だからといってアフリカに文化がないのではなくて、文化の形が違うんです。また、有形の文化



※3…ハーグ条約：武力紛争の際の文化財の保護のための条約。1954年、UNESCOで採択。戦争(国際紛争、内戦)から文化財を守るために基本方針を定めた条約で、日本は2007年9月に批准。

バムとその文化的景観（イラン・イスラム共和国）：2003年12月の地震で、当時修復中だったバム城塞遺跡が壊滅的な被害を受けた。翌年世界遺産リストに文化遺産として登録され、あわせて、危機遺産リストにも登録される。2007年に登録範囲が拡大された。

© UNESCO



ゴール旧市街とその要塞群（スリランカ）：1988年文化遺産として登録。2004年12月のスマトラ沖地震によるインド洋大津波に襲われましたが、ゴール旧市街では奇跡的に1人の犠牲者も出なかった。

© UNESCO / munir | Rights Usage Terms

※4…無形文化遺産保護条約：2003年UNESCO総会で採択、2006年発効。民俗文化財、フォークロア、口承伝統など無形の文化を保護し、未来に伝えていくためにつくられた。2009年9月にアラブ首長国連邦のアブダビで開催された第4回無形文化遺産委員会では、緊急保護リストに12件、代表リストに76件が新たに登録されることが決定した。世界では緊急保護リストに12件、代表リストに166件が無形文化遺産リストに登録されたことになる。日本は今回の委員会で、これまで代表リストに登録されていた能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎の3件に13件を加え、合計16件となった（2009年9月現在）。

※5…文化財保護法：文化財を保存し、その活用をはかる、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的として、1950年に制定された文部科学省所轄の法律。從来の国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法などはこれに吸収され廃止された。

遺産があっても、アフリカは泥を使つたいわゆる「土の文化」ですから、崩れてしまって長い年月を経ると残らない。ところがヨーロッパの建造物や記念碑は石でできていますから、いつまでも残っていく。世界遺産条約は、まさに「有形の文化遺産」を基本にしてできているんです。これではいけないと思い、無形文化遺産への音頭をとったのですが、やはりヨーロッパ諸国の反発を猛烈に受けました。

西村 反対の主な理由は何だったのですか。

松浦 いちばんの表向きの理由は、文化遺産を有形・無形と分けるのはおかしいということでした。無形文化遺産の概念は「文化的景観」^{※6}という言葉の中に取り入れられるのではないかと。でも、文化的景観はあくまでも有形を基盤にしていますから、限界があります。

西村 少数民族の問題とか、そういう政治的な問題が背景にあることも考えられますね。

松浦 実は、その典型がフランスです。フランス語、フランス文化とひと言でいいますが、フランスはパリを中心として、ほかのいわば少数民族を吸収して拡大していった国です。本来はブルターニュ語やノルマンディー語、ラングドック語、アルザス語など、各地に独自の言語と一緒に伴う文化がありました。それらを保存するという努力をせず、逆にフランス文化に吸収するという形で同化政策をとってきたのです。

私が提唱した無形文化遺産は、その同化政策に反するという意味あいがありました。最近では移民の問題もありますね。移民も同化すべきだというのが基本的な考え方なんですね。しかしフランスは途中で態度を中立に変え、最終的には受け入れました。中世から続く宗教的な儀式などもあるので、そういった無形の文化を大事にするのもいいと考え

るようになったのでしょうか。

西村 日本は1950年に文化財保護法という形で、有形と無形を同じ価値をもつものとして受け入れました。これは世界的に見ても非常に早い。有形・無形双方の文化をバランスよくもつアジアの国が、早い段階でこれを保護しようという発想をもち得た。それが、アフリカというひとつの極と、ヨーロッパというもうひとつの極との仲立ちとなり、条約の成立につながったのではないでしょうか。

松浦 ヨーロッパとは逆に、最初から熱心に私の苦しい立場を支持してくれたのは、サハラ以南のアフリカでした。ところがそれらの国々が、国内で無形文化を守るシステムをつくっているかというと、そうではないんですよ。自分たちの文化が大事だとはわかっているのですが、これは努力して守っていかなければならぬものなんだと初めて気づいた。

西村 それで、国内法の整備に進んでいくわけですか。

松浦 ええ。法整備から始まって、専門的なアドバイスが始まりました。日本の話でちょっとつけたしますと、日本は文化財保護法の建前はしっかりしていますが、やはり基本的にはフランスの同化政策と同じことを行ってきました。いちばんの犠牲者はアイヌの人びとであり、アイヌ文化です。ようやく法的な整備ができたのは、1997年になってからです。それもまだ十分ではありませんが、アイヌ文化は先住民の文化として大事に守らねばならないという方向がようやく出てきましたね。日本も遅まきながら、国内体制をしっかり考える必要があります。

私はかねてから日本政府に、アイヌ文化を無形文化遺産にと打診してきましたが、2009年ようやく「アイヌ古式舞踊」(写真下)が推薦されました。同化ではなく、地方にある



アイヌ古式舞踊（日本国）：国指定重要無形民俗文化財。2009年9月に開催された第4回無形文化遺産委員会で無形文化遺産に選ばれた。
© 北海道アイヌ協会

ものを大事にしていく、先住民族の文化を大事にしていく、そういうふうに考え方を切り替えていかなければなりません。

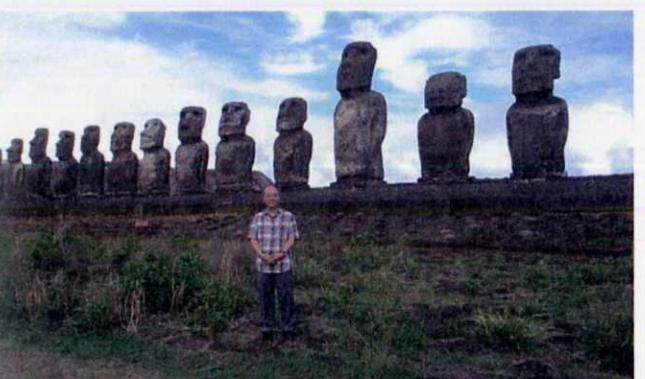
西村 そうですね。無形文化遺産の前身となった「人類の口承及び無形遺産の傑作に関する宣言」では、日本は能や文楽など、飛び抜けて世界的なハイカルチャーを推してき

ました。そういう経緯を考えると、いまおっしゃったような方向転換は必要ですね。無形文化遺産保護条約ができたころ、私はICOMOS^{※7}の副会長をやっていたのですが、「建物は有形でもつくるのは人だから、無形の文化が背景にあるのでは」と議論が深まりました。とくに木造建築だととか日干しレンガの建物などは、継承された技術が背景になけ

2009年10月現在

世界遺産条約と無形文化遺産保護条約

条約名	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約：Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage (通称：世界遺産条約)	無形文化遺産の保護に関する条約：Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (通称：無形文化遺産保護条約)
採択・発効	1972年第17回UNESCO総会で採択・1975年発効	2003年第32回UNESCO総会で採択・2006年発効
目的	顕著な普遍的価値を有する有形の文化遺産や自然遺産を人類共通の遺産としてとらえ、国際的に保護・保全し、未来に伝えていくこと。	民俗文化財、フォークロア、口承伝承などと呼ばれてきた無形の文化を人類共通の遺産としてとらえ、保護し、未来に伝えていくこと。
対象	顕著な普遍的価値を有する有形の文化遺産や自然遺産	口承の伝統や表現（無形文化遺産を伝える言語を含む）、芸能、社会的慣習・儀式・祭礼行事、自然および天地万物に関する知識や慣習、伝統工芸技術など、無形の文化的遺産。
危機遺産リストと緊急保護リストの位置づけ	世界遺産リストの中で特に危機的状況にある物件が危機遺産リストに登録される。危機遺産リストは、案件ごとに世界遺産委員会と当該国政府で協議され、世界遺産委員会で登録されるか否かを決定する。また、世界遺産の価値を著しく損なうと判断された場合、世界遺産リストそのものから削除されることもある。	緊急に保護する必要がある無形文化遺産を対象に保護施策を取ることが優先であるとの考え方から、緊急保護リストが作られ、第1リストと位置づけられる。緊急保護リストは、提出案件ごとに、世界各国のNGOや専門家から（個々の専門性や地域バランスを考慮し）2名が選ばれ検討される。
リストの種類	●世界遺産リスト：World Heritage List（文化遺産、自然遺産、複合遺産） ●危機にさらされている世界遺産リスト：List of World Heritage in Danger（危機遺産リスト）	●緊急に保護する必要のある無形文化遺産のリスト（緊急保護リスト）：Urgent Safeguarding List ●人類の無形文化遺産の代表的なリスト（代表リスト）：Representative List
リスト掲載の基準	遺産の顕著な普遍的価値が基準の対象となる。	定義との適合性、関係コミュニティの事前同意、保護措置の存在など。遺産の価値に関する条項はない。
登録決定機関	世界遺産委員会（P45参照）	無形文化遺産委員会
事務局	UNESCO世界遺産センター	UNESCO文化局無形遺産課
ホームページ	http://whc.unesco.org/	http://www.unesco.org/culture/heritage/intangible/
登録件数（2009年10月現在）	世界遺産リスト890件（文化遺産689件・自然遺産176件・複合遺産25件）うち、危機遺産リスト31件	緊急保護リスト12件、代表リスト166件
締約国数（2009年10月現在）	186か国	116か国
日本の登録遺産	●文化遺産：法隆寺地域の仏教建造物、姫路城、古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）、白川郷・五箇山の合掌造り集落、原爆ドーム、嚴島神社、古都奈良の文化財、日光の社寺、琉球王国のグスク及び関連遺産群、紀伊山地の靈場と参詣道、石見銀山遺跡とその文化的景観 ●自然遺産：屋久島、白神山地、知床	●代表リスト：能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、雅楽、小千谷縮・越後上布（新潟）、石州半紙（島根）、日立風流物（茨城）、京都祇園祭の山鉾行事（京都）、甑島のトシドン（鹿児島）、奥能登のあえのこと（石川）、早池峰神楽（岩手）、秋保の田植踊（宮城）、チャツキラコ（神奈川）、大日堂舞楽（秋田）、題目立（奈良）、アイヌ古式舞踊（北海道）



2009年2月、松浦事務局長はモアイ像が並ぶチリ共和国の世界遺産「ラハ・ヌイ国立公園」（1995年登録・文化遺産）を初めて訪れた。 © 松浦晃一郎

※6…文化的景観（cultural landscape）：1992年、世界遺産の登録基準の中に新たに加えられた概念で、「自然と人間の共同作品」を表す景観を意味する。

※7…ICOMOS（International Council on Monuments and Sites）：国際記念物遺跡会議。人類の遺跡や建造物の保存を目的として、1965年に設立された国際機関。推薦された文化遺産の調査評価を行い、世界遺産委員会に協力している。

ればつくれない。結局、背後にある知恵や情報を大事にしなければ、有形のものも守っていくことはできないということですね。

文化遺産とオーセンティシティ^{※8}

西村 日本が世界遺産条約を批准したのは1992年のことでしたが、その後、オーセンティシティをどう考えるかという議論が起こりました。とくにコンスタントな修理が必要な木造の建物の場合、オーセンティシティをどう捉えればよいのか、それに関して、1994年の「世界遺産のオーセンティシティ(真正性)に関する国際会議」(開催地:奈良)で採択された奈良文書は、アジアやアフリカの文化遺産を考えるうえで、可能性を非常に広げたのではないかと著書に書かれています。

松浦 あれは世界遺産の歴史上、日本最大の貢献だと思います。文化遺産は西欧中心と、世界遺産リストではまさに半数以上を占めています。その議論の中で文化的景観という概念が生まれました。この時期に、日本の提唱でオーセンティシティの定義ができるのは画期的だったと思います。これによって、石やレンガの建物に見られるようにオリジナルな材料や意匠が残されていることだけでなく、木造の建物の場合のように材料がとりかえられたとしても技法や機能が受け継がれていることもオーセンティックだと見なされることになりました。

西村 私は、いまお話に出た奈良会議にも、10年後の2004年に同じ奈良で開催された「有形文化遺産及び無形文化遺産の保護—総合的アプローチをめざして」の国際会議にも出ているのですが、とくに後者の会議では、有形の

専門家と無形の専門家が膝を突き合わせて熱心に議論しました。あんなことは、おそらく初めてではないでしょうか。

松浦 あのときは、無形の専門家が数で圧倒してはいけないということで、意図的に両方入れるようにしたんですよ。

西村 ひとつ、おもしろい話があります。1994年にオーセンティシティの新しい定義ができましたが、2004年の会議では、無形文化遺産の専門家は無形文化遺産にオーセンティシティはないんだと主張するのです。たとえば踊りについていえば、新しい文物が入ってくると踊りも変わっていく。無形文化はそうやって変化するのが当たり前だから、オーセンティシティはそもそもないんだと。すると、有形の専門家はびっくりしてしまうんですよ。オーセンティシティがないとなると議論ができませんからね。それで、お互いにカルチャーショックがあったのではないかと思います。

松浦 有形文化と無形文化は2本柱になってしまいかなければなりませんが、2本柱とはいっても、おっしゃるように、ひと皮むけば中身はかなり違います。それで、無形文化遺産保護条約では「顕著で普遍的な価値」という文言を落としたんです。一方、世界遺産のほうは「顕著で普遍的な価値」をもつものに絞っています。無形文化遺産が変化していくのは、人から人へと情報を伝える過程で変化するからなんですね。

西村 そうですね。環境もまた変化しますし。

松浦 有形の遺産は建物が中心ですが、無形の遺産はまさに人間中心です。現時点では、世界遺産条約には186か国、無形文化遺産保護条約には116か国が批准しています(2009年10月現在)。一般的に文化関係の条約が、グローバルな国際協力を支える条約として意味があるの

は、100か国を超えてからだと思っています。そういう意味では、無形文化遺産もそろそろグローバルになってきたといえるのではないでしょうか。

世界遺産のこれから

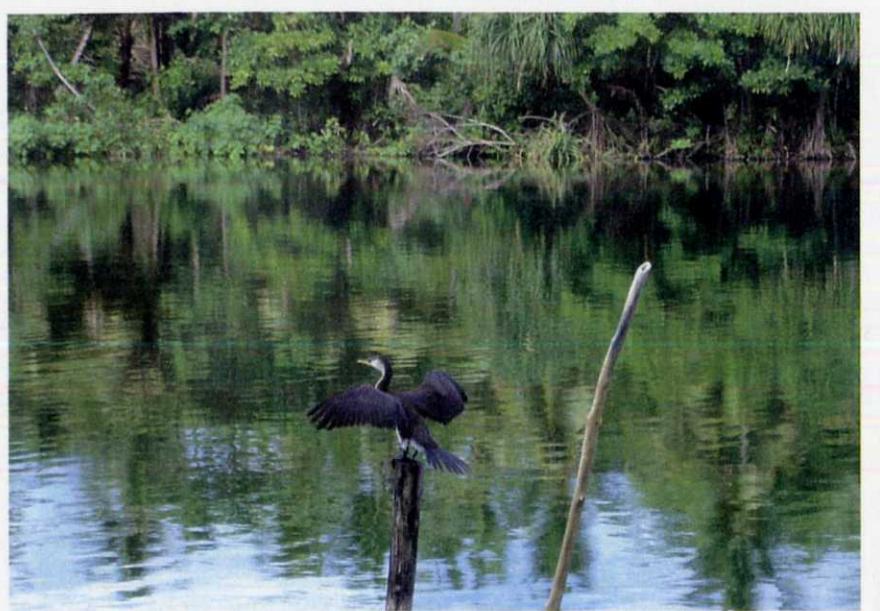
西村 世界遺産に話を戻しますと、「顕著で普遍的な価値(OUV=Outstanding Universal Value)」は今後どうなっていくのか、また遺産の数はどんどん増えてしまって大丈夫か、という問題があります。

松浦 いま世界遺産委員会はOUVをどう考えるかについて、真剣に議論しています。この2月にも専門家会議を開きました。これはまさに、オーセンティシティやインテグリティ^{※9}などにも結びついています。2009年の委員会では、ICOMOSがOUVに疑念を呈したもの、委員会がそれを覆して新規登録された物件が2つありました。私は、こういうことは健全だと思っています。私自身、世界遺産委員会議長をしていた1998年に、専門家の意見を覆して2つの物件を登録にもっていったことがあります。ひとつはソロモン諸島の自然遺産「東レンネル」(写真P22)で、法律による保存体制が整備されていなかったのですが、私は伝統的な法律でいいと考え、作業指針を変えました。もうひとつは、ネルソン・マンデラが幽閉されていた南アフリカ共和国の「ロベン島」(写真下)で、アパルトヘイトの象徴です。OUVがないとICOMOSが反対しましたが、これも登録されました。世界遺産委員会があまり政治的な考えで動くと、OUVだけでなく信用にもかかわってきますね。それから、数の問題は、まだまだ世界遺産委員会では真剣に議論されていません。ただ、世界遺産が2000を超

えるというのはあり得ないし、どこかで上限を設ける必要があるのではないかと感じています。以前は年に50件も登録されたこともありますが、2009年は登録13件、削除1件で、12件の増加でした。これくらいのペースであれば、当分は数の心配はしなくていいかもしれません。1000件を超えてからでいいのではないか。いずれにしても、OUVの議論をしっかりして厳格に対応していけば、それなりに数は抑えられます。そのプロセスのほうが重要だと思っています。

西村 世界遺産条約では、申請は締約国からする仕組みになっていますから、それぞれ国の威信をかけてきます。だから、申請したもののOUVがないといわれると、国としてはなかなかその後の判断が難しいようですね。

松浦 窓口の政府もそうですが、後ろにはそれを出してきた地元があるわけですから、地元との関係で政府もなかなか降りられないんですね。登録にブレーキがかかっているのは、厳選するという意味でいいことだと思います。とはいって、まだまだいいところはたくさんあります。OUVとオーセンティシティ、インテグリティを総合的に捉えて絞り込み、保存計画をしっかりとつくっていく。そうすれば、日本の世界遺産は今後も増えていくと思います。14というのは少ないですからね。それからもうひとつ大事なことは、登録した後もOUVを守っていくこと。そのためには、保存計画を隨時見直し実施していかなければなりません。日本政府の対応も重要ですが、やはり地元の県や市町村の対応が肝腎です。また、日本はとかく県単位になりますが、構成案件を絞るということと矛盾するようですが、国際的にも国境を越えた遺産を奨励する動きがありますので、県

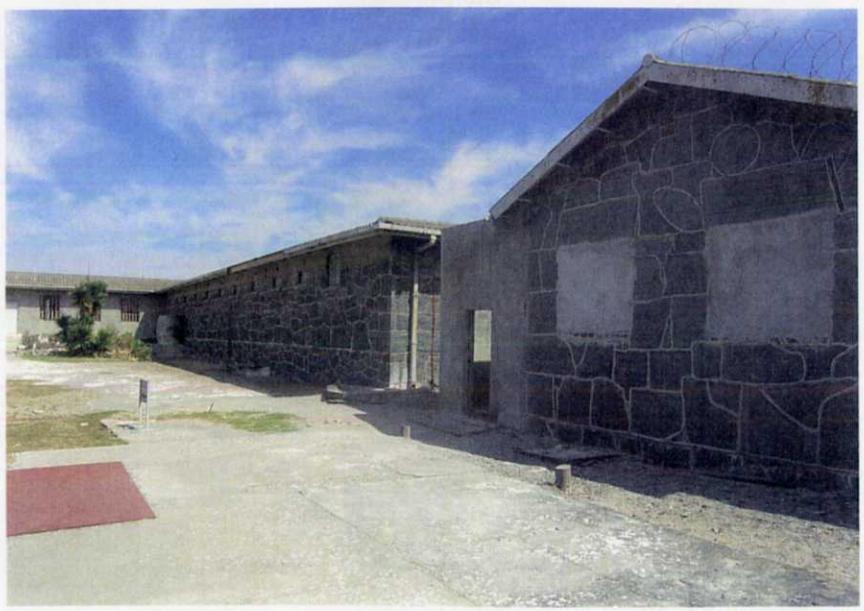


東レンネル(ソロモン諸島)：1998年自然遺産として登録。

© UNESCO

※8…オーセンティシティ(authenticity)
真实性または真正性。「本物であること」「真正であること」を意味する。主に建造物や遺跡などの文化遺産がもつ本物の芸術的、歴史的な価値のこと。修復などにおいては、材料・構造・工法の真实性(真正性)が求められる。

※9…インテグリティ(integrity)：
完全性。遺産の価値を構成する必要な要素がすべて含まれていること。また、長期的な保護のための法律等の制度が確保されていることを含む。



ローベン島(南アフリカ共和国)：1999年文化遺産として登録。

© UNESCO

を越えるものであれば、範囲を広げていく。そして、全体の保存計画をつくっていくことが大事です。

西村 最後になりましたが、この年報は、日本ユネスコ協会連盟が出版するものです。民間のユネスコ運動に携わっている方がたへのメッセージを何か。それから、UNESCOの理念(UNESCO憲章)から見ると世界遺産をどう捉えればよいか、ひと言お願いします。

松浦 私の任期中に、有形、無形文化遺産に表される生きた文化や文化的表現というように、文化の定義が拡大され、世界の人びとの、特色豊かな文化の多様性に対する保護が可能になりました。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ」というのは、皆さんご存じの有名なUNESCO憲章の前文です。私はまさに、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約を通した国際協力によって、諸国間の交流を進め、文化の多様性を尊ぶことこそが、平和構築につながると考えています。

具体的には、六条約体制^{※10}の中で、世界遺産条約と他の五つの条約との連携を、着実に進めていくことが必要ですが、なかでも、世界遺産条約と無形文化遺産保護条約が両輪となって、文化を守る体制の要になることを願っています。

あらゆる形の文化遺産を、バランスの取れた形で保護していくことが、次世代へのかけがえのない贈り物となると確信しています。

西村 ありがとうございました。

※10…文化の六条約体制：

- 武力紛争の際の文化財の保護のための条約(通称：ハーグ条約、1954年採択、1956年発効)
- 文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約(通称：文化財不法輸出入等禁止条約、1970年採択、1972年発効)
- 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(通称：世界遺産条約、1972年採択、1975年発効)
- 水中文化遺産の保護に関する条約(通称：水中文化遺産保護条約、2001年採択、2009年発効)
- 無形文化遺産の保護に関する条約(通称：無形文化遺産保護条約、2003年採択、2006年発効)
- 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約(通称：文化多様性保護条約、2005年採択、2007年発効)



松浦氏在任中(1999~2009)の世界遺産関連主な出来事

2009年11月現在

年	
1999	<ul style="list-style-type: none"> ●11月15日、松浦晃一郎氏、第8代UNESCO事務局長に就任。 ●11月29日～12月4日、第23回世界遺産委員会(モロッコ・マラケシュ)、「日光の社寺」を世界遺産リストに登録。
2000	<ul style="list-style-type: none"> ●11月27日～12月2日、第24回世界遺産委員会(オーストラリア・ケアンズ)、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」を世界遺産リストに登録。 ◆各国政府による世界遺産の保存状態のモニタリングの第1ラウンドが開始(2000年～2006年)。
2001	<ul style="list-style-type: none"> ●3月、アフガニスタンのタリバンによってバーミヤンの2つの巨大仏が破壊される。 ●11月、第31回UNESCO総会「文化的多様性に関する世界宣言」採択。また「水中文化遺産保護条約」採択。 ●12月11日～16日、第25回世界遺産委員会(フィンランド・ヘルシンキ)、松浦晃一郎氏、「文化遺産の意図的な破壊に対する宣言」の起案を準備していることを発表。
2002	<ul style="list-style-type: none"> ●6月24日～29日、第26回世界遺産委員会(ハンガリー・ブダペスト)、世界遺産条約採択30周年を記念し「ブダペスト宣言」採択。 ◆「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権譲渡の禁止及び防止の手段に関する条約」(1970年採択)を日本が批准。
2003	<ul style="list-style-type: none"> ●6月29日～7月5日、第27回世界遺産委員会(フランス・パリ)、アフガニスタン「バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群」を世界遺産リストに登録。 ●9月29日～10月17日、第32回UNESCO総会「無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)」および「文化遺産の意図的な破壊に関するUNESCO宣言」採択。 ●10月14日、第14回世界遺産条約締約国総会、日本、世界遺産委員会の委員国になる。
2004	<ul style="list-style-type: none"> ●6月28日～7月7日、第28回世界遺産委員会(中国・江蘇)、「紀伊山地の靈場と参詣道」を世界遺産リストに登録。 ●2003年のイラン地震で、暫定リストにあった城塞都市バムが壊滅的被害を受けたため、「バムとその文化的景観」として世界遺産リストに登録、同時に危機遺産リストへ記載。 ●10月20日～23日、UNESCOほか主催「有形文化遺産と無形文化遺産の保護—統合的アプローチをめざして—」(奈良)で「大和宣言」採択。
2005	<ul style="list-style-type: none"> ●7月10日～17日、第29回世界遺産委員会(南アフリカ共和国・ダーバン)、「知床」を世界遺産リストに登録。 ●10月、第33回UNESCO総会「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」採択。 ◆作業指針(緩衝地帯(バッファゾーン)・登録基準の統合)が大幅に改定される。
2006	<ul style="list-style-type: none"> ●6月23日、日本「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」制定・施行。 ●7月9日～16日、第30回世界遺産委員会(リトアニア・ヴィルニス)、「顯著で普遍的な価値」をいかに評価するかについての議論。
2007	<ul style="list-style-type: none"> ●3月、UNESCO「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」発効。 ◆武力紛争時に文化財を保護する「ハーグ条約」(1954年採択)に日本が批准。 ●6月23日～7月2日、第31回世界遺産委員会(ニュージーランド・クライストチャーチ)、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が世界遺産に登録。オマーンの「アラビアオリックスの保護区」が世界遺産リストから初の登録削除。 ◆各国政府による世界遺産の保存状態のモニタリングの第2ラウンドを開始(2007年～)。
2008	<ul style="list-style-type: none"> ●7月2日～10日、第32回世界遺産委員会(カナダ・ケベックシティ)で、日本の「平泉・淨土思想を基調とする文化的景観」が世界遺産リスト記載延期に。
2009	<ul style="list-style-type: none"> ●6月22日～30日、第33回世界遺産委員会(スペイン・セビリア)、ドイツの「ドレスデン・エルベ渓谷」を世界遺産リストから削除。 ●11月14日、松浦晃一郎氏、UNESCO事務局長を退任。